

第6章 ごみ処理基本計画

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



強靱（レジリエント）なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び
イノベーションの推進を図る

11 住み続けられる
まちづくりを



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で
持続可能な都市および人間居住を実現する

12 つくる責任
つかう責任



持続可能な生産消費形態を確保する

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 数値目標

1 国の数値目標

減量化等目標を示した計画として、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）」（以下、「廃棄物処理法基本方針」という。）、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」が挙げられます。

国の減量化等の目標を表6-1に示します。

表6-1 国の減量化等の目標

区分	廃棄物処理法基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成24年度	—
目標年度	令和2年度	令和7年度（2025）
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・12%削減 ・1人1日当たり家庭系ごみ排出量*：500g 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりごみ排出量：約850g/人/日 ・1人1日当たり家庭系ごみ排出量*：約440g/人/日 ・事業系排出ごみ量（t/年）：約1,100万t
再生利用率	約27%	—
最終処分量	約14%	—

※ 家庭系ごみ排出量＝

「家庭系ごみ」－「集団回収量」－「資源物」－「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」

2 県の数値目標

減量化等目標を示した計画として、「第三次山梨県廃棄物総合計画（平成28年3月）」が挙げられます。一般廃棄物に関する減量化目標を、表6-2に示します。

表6-2 県の減量化等の目標

項目	基準年度	目標年度	増減
	平成25年	令和2年度	
排出量	310千t	277千t	△10.6%
家庭系ごみ	213千t	189千t	△11.3%
事業系ごみ	86千t	77千t	△10.5%
集団回収量	12千t	11千t	△8.3%
再生利用率	16.6%	23%	+6.4ポイント
最終処分量	31千t	23千t	△25.8%
（最終処分率）	10%	8%	—

3 計画の数値目標

本計画の数値目標値は、国や県の排出量目標、削減目標を鑑み、目標年度の令和12年度までに、令和元年度比で、ごみ総排出量は14.6%削減、資源化率を23.0%以上に設定します。

なお、5年後の令和7年度において、社会情勢の変化や関係法令・上位計画、目標値との整合性を勘案し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

目標1. ごみ総排出量・・・令和12年度までに 14.6%削減（令和元年度比）



うちわけ、

- 1人1日当たりごみ排出量



- 1人1日当たり家庭系排出ごみ*

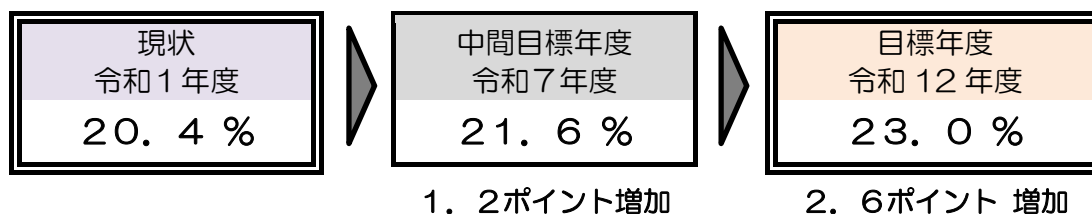


- 事業系ごみ年間排出量



※「家庭系排出ごみ」＝「家庭系燃えるごみ」＋「家庭系燃えないごみ」

目標2. 資源化率・・・令和12年度までに 23.0%以上（令和元年度比）



※ 焼却灰から生成される溶融スラグを含む値。

なお、上記の目標を達成した場合の処理内訳を、資料編 p.120 に示します。

4 ごみの排出量及び処理量のフロー

計画目標年次（令和12年度）におけるごみの発生量及び質の予測を行います。ごみの排出量及び処理量は図6-1のフローにしたがって算定します。

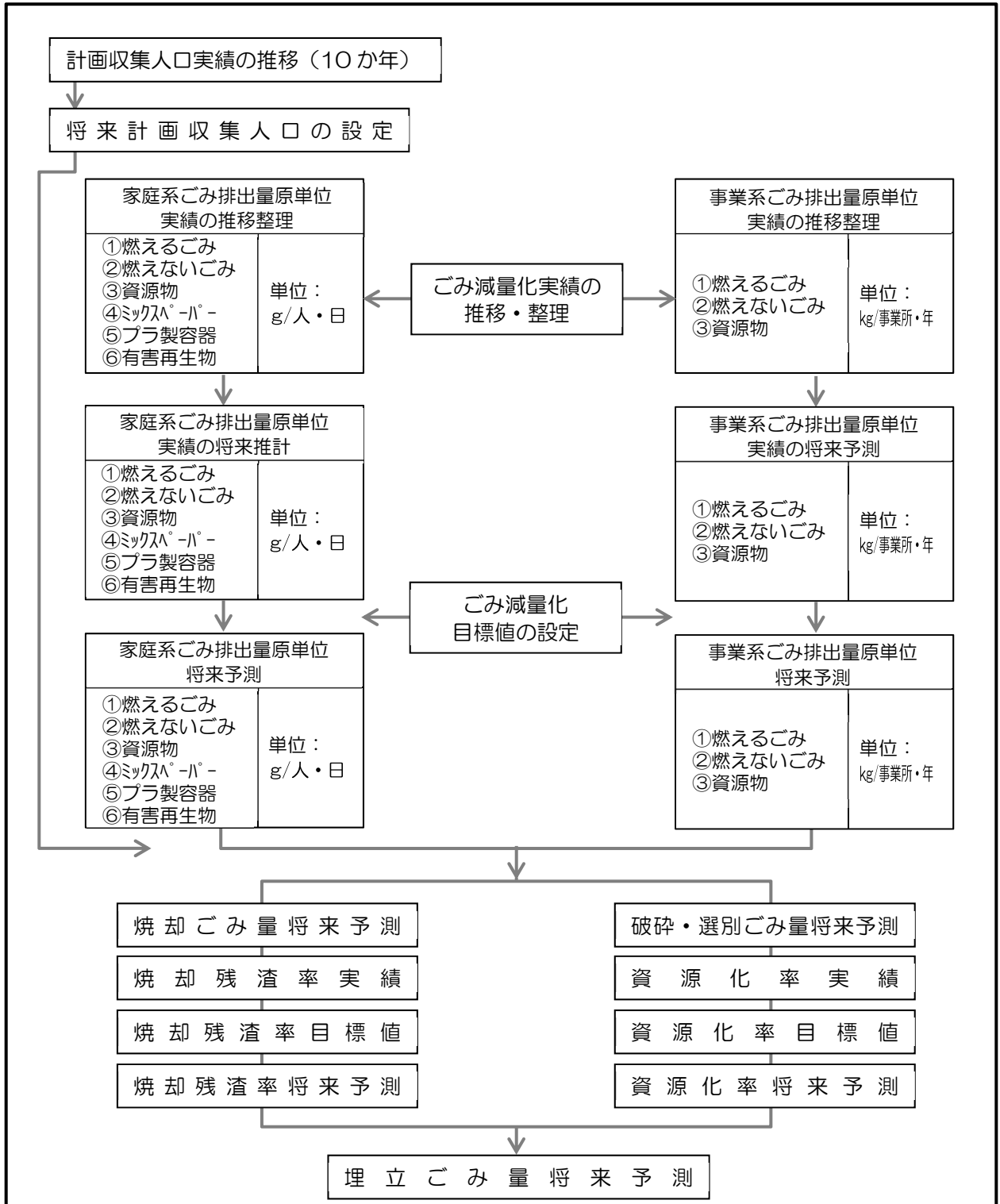


図6-1 ごみの排出量及び処理量のフロー

5 将来計画収集人口の設定

本計画にて扱う平成22年度から令和元年度までの区域内人口の推移、並びに「甲府市人口ビジョン（令和2年改訂版）」を元に算出した令和12年度までの将来予測値は図6-2に示すとおりです。人口減少が進んでおり、この推移は将来的にも続く見込みです。

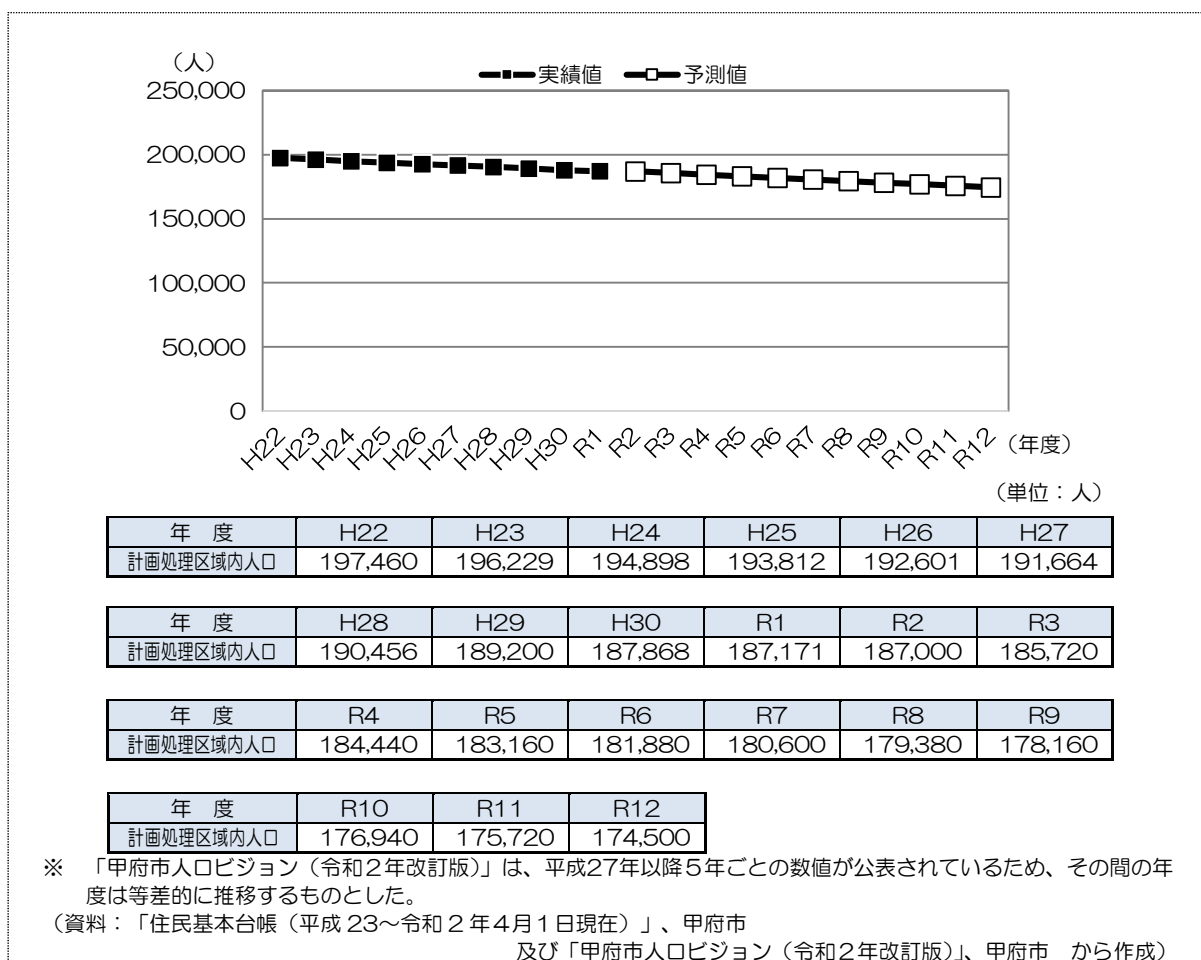


図6-2 計画処理区域内人口実績値の推移及び将来予測値

6 事業所数の設定

事業所数の予測は社会的条件による影響が極めて大きいため、推計結果に妥当性を見出すことが困難です。したがって、令和2年度以降については令和元年度の値を横ばいとして扱い、これを予測値と設定します。

事業所数の設定値を、表6-3に示します。

表6-3 事業所数の設定値

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1～R12
事業所数	13,071	12,712	12,352	12,187	12,022	11,797	11,572	11,347	11,122	10,897

7 将来のごみ排出量

目標達成時の排出量の推移を、図6-3に示します。

なお、推計結果の詳細は、資料編 p.116~144 に示します。

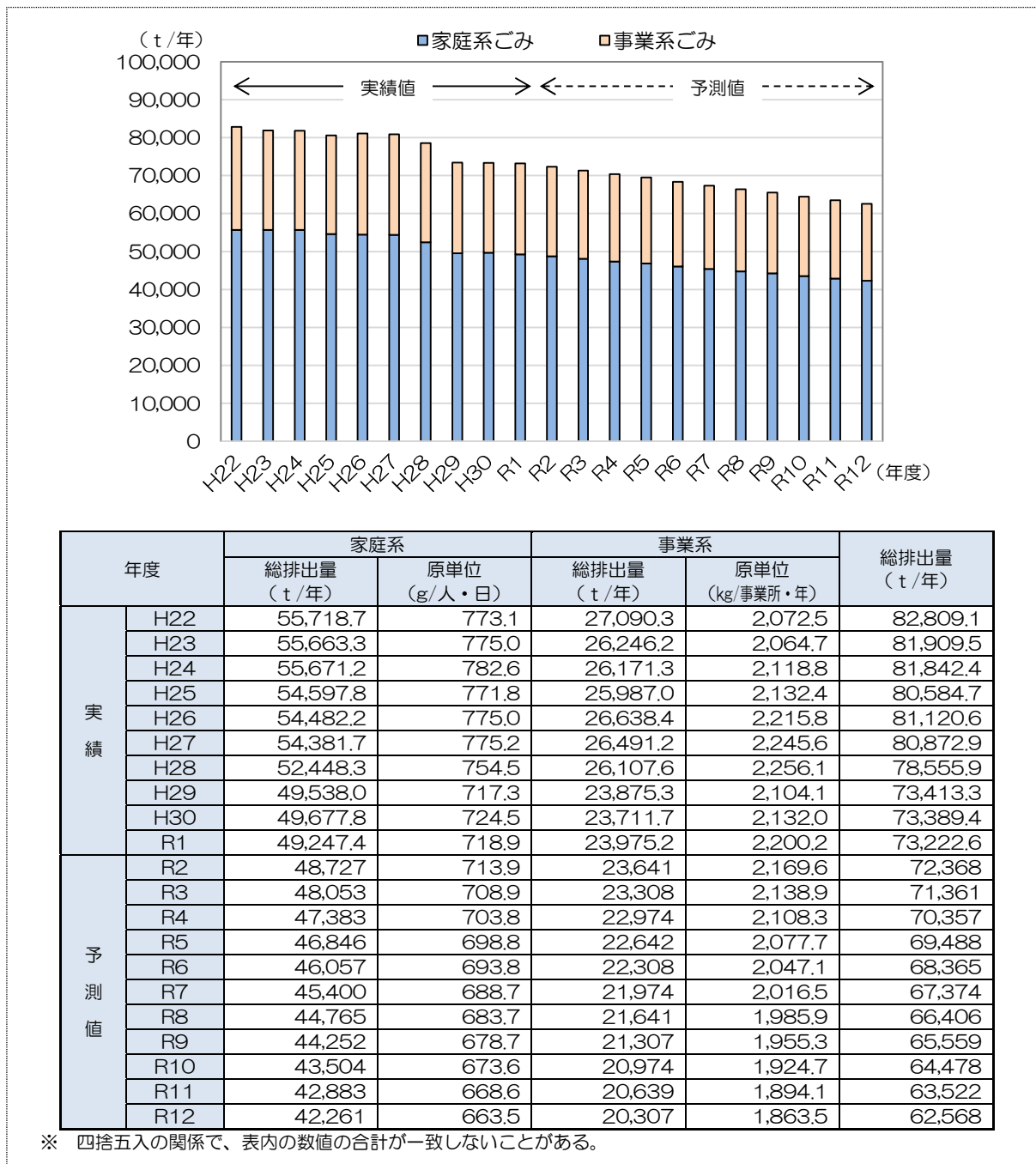


図6-3 将来のごみ排出量

第2節 減量化の施策

1 減量化計画

ごみの減量化は、一人ひとりの小さな積み重ねによって実現することができます。ごみの減量化を達成するための施策は以下のとおりとします。

1) 生ごみの減量化及び堆肥化

家庭における生ごみの減量化と堆肥化を推進するため、昭和63年5月からボカシ容器等の購入に対する補助を開始し、平成8年1月から生ごみの減量化と堆肥化を目的に結成された登録団体を対象として、生ごみ発酵促進剤（EMボカシ）を無料交付しています。

生ごみ処理機器については、平成24年度に容器式を2,000円から5,000円に、電気式は20,000円から50,000円に補助限度額の引き上げを行う等、更なる普及促進を行っています。

更に新たな生ごみ処理コンポストとして、平成25年度に環境啓発等をボランティアとして行っている「ちょぼら・くらぶ」が考案した、レジカゴを使用して家庭で気軽に取り組むことができる、しんぶんコンポストのキットの無料配布を開始し、本市と「ちょぼら・くらぶ」の協働により普及を推進していきます。

2) 生ごみの水切り排出

燃えるごみに多く含まれる生ごみは、水分が大半を占めており、生ごみの水切りは家庭で気軽に出来るため、効果のある減量方法です。また、水切りにより、収集運搬や中間処理の効率改善も期待出来るため、ごみ処理費用の削減にもつながります。

本市においても、水切り器や手袋を使用して、生ごみの水切りを実践してもらい、減量効果を体験してもらう活動やメディアを活用した啓発活動を行うことにより、今後も家庭における生ごみの減量として効果の大きい、生ごみの水切りや生ごみを排出する前のひと絞りの取り組みを市全体に広めていきます。

3) 指定ごみ袋制度の継続

廃棄物減量等推進審議会における平成20年7月の答申では、ごみ減量化の施策として、マイバッグ等の持参によるレジ袋の削減や生ごみ処理機器補助制度の拡充、ミックスペーパー回収量の向上等が挙げられています。また、ごみ処理手数料の有料化についても審議されていましたが、市民生活への影響が大きいことから、ごみ処理手数料を上乗せしない指定ごみ袋を平成21年10月から導入することを決定しました。今後も指定ごみ袋制度を継続して実施することにより、ごみの排出抑制や資源リサイクル

を推進します。

4) 資源物分別の徹底による燃えるごみの減量化

多くの市民の方々の協働により、資源物の分別排出を行っていますが、未だに燃えるごみの中に多くの紙類やミックスペーパー、プラスチック類等の資源物が含まれているのが現状です。平成28年12月から、市内全域でプラスチック製容器包装の分別回収を開始し、資源物の分別排出に対する意識付けを図りました。今後も市民の排出環境の整備、資源物分別排出への啓発運動などを実施し、燃えるごみの減量化を図ります。

5) 食品ロスへの対策

SDGsの基本理念である持続可能な開発目標を達成するため、食品ロス削減を推進するための法令等が整備されました。この中では、市民、事業者、行政が食品ロス削減に向けた取り組みを促進することが掲げられています。

本市では、今後、家庭や外食時など様々な場面で食べ残しを減らす取り組み等について、周知・啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と発生抑制の取り組みを推進します。

2 収集・運搬計画

1) 広域処理による排出区分の対応

構成市（笛吹市・山梨市・甲州市）や甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合と連携し、ごみの収集区分や排出方法、新たな収集運搬体制を検討するなど、必要に応じ協議していきます。

現在の、収集区分及び収集品目を、表6-4に示します。

表6-4 ごみの収集区分及び収集品目

収集区分		収集品目
燃えるごみ		生ごみ、ゴム製品、ティッシュペーパー、生花、草、靴、汚損した衣類、DVD、CD等
燃えないごみ		板ガラス、コップ、鏡、植木鉢、茶碗、電気スタンド、時計、眼鏡、ラジカセ、ビデオデッキ、ヘルメット、包丁、カミソリ、ふとん・シュータン類等
資源物	紙類	新聞紙、雑誌、段ボール等
	紙パック	紙パック
	布類	Tシャツ、セーター、ズボン、下着類、カーテン、シーツ等
	びん類	一升びん、ビールびん、ドリンクびん、調味料びん等
	金物類	スチール缶、アルミ缶、なべ、やかん、自転車、ガスコンロ、ストーブ、ファンヒーター、ゴルフクラブ等
	ペットボトル	ペットボトル
	食品用白色トレイ	食品用発泡製トレイに限る
	有害再生物	乾電池、蛍光灯、体温計等（水銀使用）
有価物	資源物と同様の8分類	資源物8分類と同様の種類
ミックスペーパー		レシート、紙箱、紙ファイル、カレンダー、紙袋、包装紙、はがき、封筒、シュレッダー紙等
プラスチック製容器包装		プラスチック製の容器や包装のうち、ペットボトル・白色トレイを除いたもの

2) 資源物等の持ち去り禁止

本市では、「甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正により、資源物の持ち去り禁止制度を定め、ごみ集積所に排出された資源物・有価物・燃えないごみ（紙類、びん類・金属類で規則に定める品目）を持ち去る行為を禁止しており、違反行為者には罰則を含めた法的措置を講じることが出来ることとしています。

条例の改正に伴い、今後も集積所の巡回や監視パトロールを強化し、持ち去り行為の抑制・指導・警告や通報等により違反行為者の情報収集に努めます。

3) ふれあい収集

本市では、ごみ集積所に、自らごみを排出することが困難な高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、毎週1回戸別訪問して声掛けをしながら、玄関先から全てのごみを収集することで、在宅生活への支援を実施しています。

今後も高齢社会や核家族化等により需要の拡大が予想されることから、収集体制を整備し、対応に努めていきます。

4) 将来の収集運搬量

将来の本市の家庭系ごみ収集運搬量を、図6-4に示します。

令和元年度実績と比較すると、令和12年度における家庭系の収集運搬量は、約14.8%削減であり、燃えるごみは約19.4%削減、燃えないごみは約17.3%削減、資源物は約14.0%増加、ミックスペーパーは約11.5%、有害再生物は約1.0%増加の見込みです。新たな排出区分であるプラスチック製容器包装については、今後一層市民に浸透することが考えられるため、57.6%増加となる見込みです。

第6章 ごみ処理基本計画

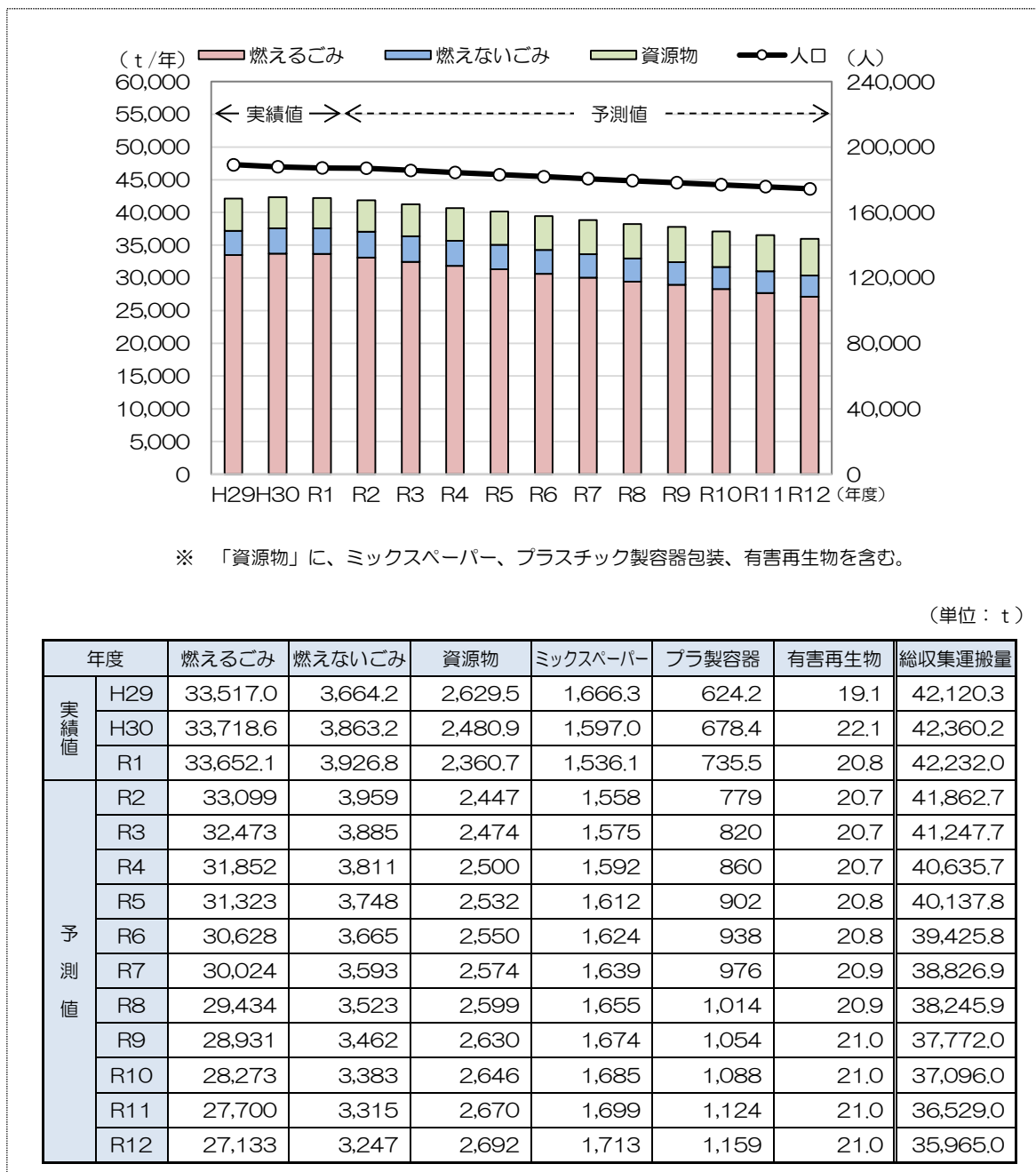


図6-4 家庭系ごみ収集運搬量

また、事業系ごみ許可業者運搬量を、図6-5に示します。

令和元年度実績値と比較すると、令和12年度における許可業者運搬量は、約14.8%削減となります。燃えるごみは約15.7%削減、燃えないごみは約16.6%削減、資源物は16.6%増加の見込みです。

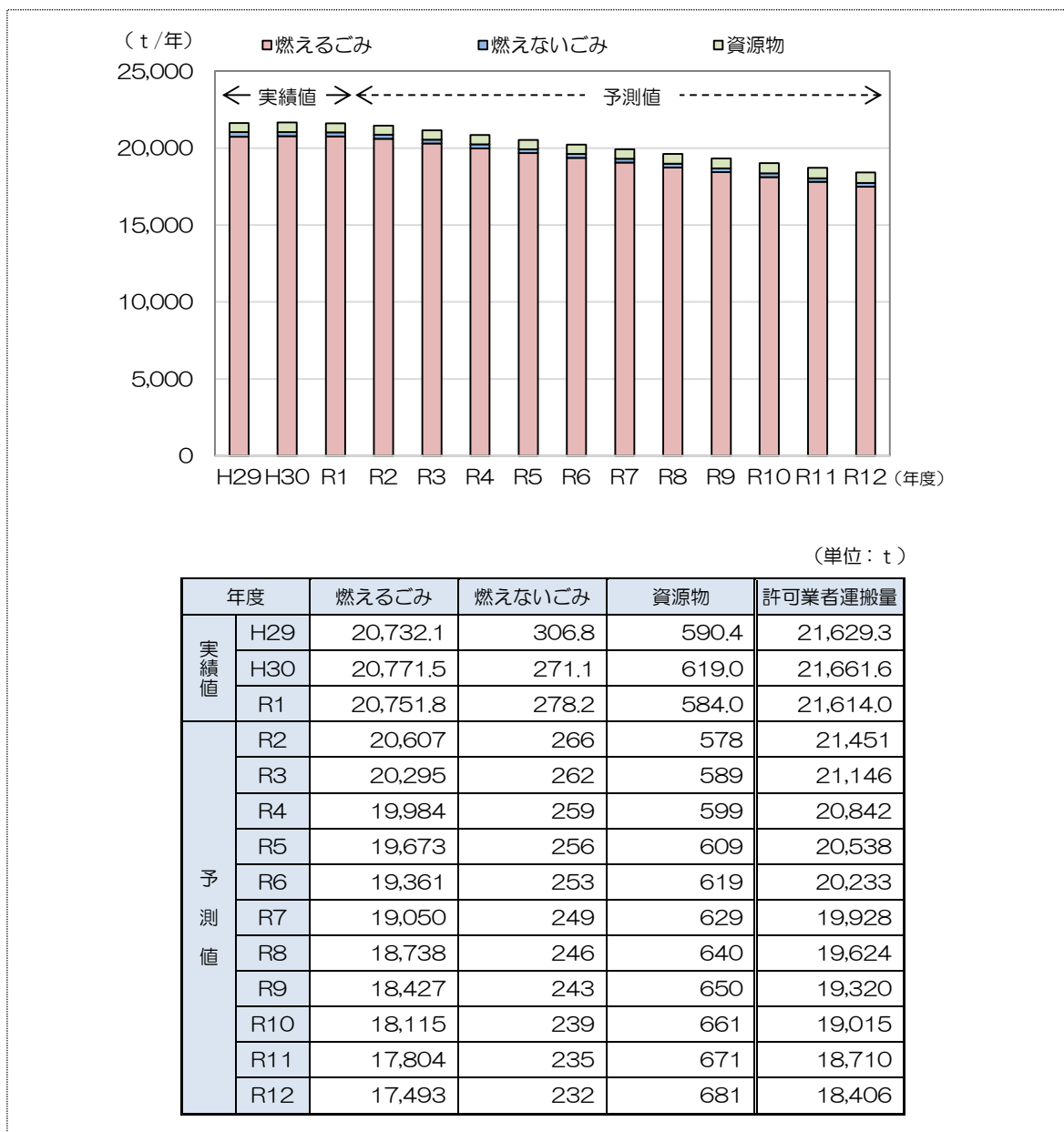


図6-5 事業系ごみ許可業者運搬量

3 中間処理計画

1) 中間処理計画施設の適正な維持管理

甲府・峡東クリーンセンターは稼働開始から4年程度であり、比較的新しい施設です。今後も組合と連携を図り、適正な焼却処理施設の維持管理に努めることとします。

甲府・峡東クリーンセンターにおける処理内訳を、設備ごとに次に記述します。

① 焼却処理施設の中間処理量

今後も燃えるごみ、及びリサイクル棟から搬出される選別残渣について全量焼却処理を継続します。

また、生成スラグ量及び回収メタル量は全量資源化し、発生する飛灰処理物は全量最終処分する予定であることから、資源化量並びに埋立処分量については、表6-5に示す3か年の平均値から下記とします。

表6-5 焼却処理比率

年度	処理量	スラグ 生成量	メタル 回収量	資源化率			飛灰処理 物発生量
				磁生物	アルミ	その他	
H29	100.0%	4.9%	0.9%	0.5%	0.2%	0.2%	3.9%
H30	100.0%	5.1%	0.9%	0.4%	0.2%	0.3%	4.2%
R1	100.0%	5.5%	0.8%	0.4%	0.2%	0.2%	4.4%
平均	100.0%	5.1%	0.9%	—	—	—	4.2%

- スラグ資源化量 : 5.1% を見込む
- メタル資源化量 : 0.9% を見込む
- 残渣埋立 : 4.2% を見込む

② 資源化処理施設の中間処理量

(ア) 資源化処理施設搬入比率（ミックスペーパー・プラスチック製容器包装）

ミックスペーパーとプラスチック製容器包装については、民間処理施設に引き渡されて処理されるものと、クリーンセンター（リサイクル棟）にて処理されるものがあります。今後も継続して、民間処理施設への引き渡しとクリーンセンターでの処理を行う見込みです。

それぞれの搬入比率についても、表6-6 に示す3か年の平均値を採用します。

表6-6 搬入比率

年度	ミックスペーパー			プラスチック製容器包装		
H29	100.0%	民間処理施設	53.0%	100.0%	民間処理施設	48.8%
		クリーンセンター	47.0%		クリーンセンター	51.2%
H30	100.0%	民間処理施設	52.8%	100.0%	民間処理施設	48.7%
		クリーンセンター	47.2%		クリーンセンター	51.3%
R1	100.0%	民間処理施設	52.6%	100.0%	民間処理施設	48.4%
		クリーンセンター	47.4%		クリーンセンター	51.6%
平均	100.0%	民間処理施設	52.8%	100.0%	民間処理施設	48.6%
		クリーンセンター	47.2%		クリーンセンター	51.4%

【ミックスペーパー】

排出量のうち、

- ・民間資源化処理施設への引き渡し量 : 52.8 % を見込む
- ・クリーンセンター（リサイクル棟）搬入量 : 47.2 % を見込む

【プラスチック製容器包装】

排出量のうち、

- ・民間資源化処理施設への引き渡し量 : 48.6 % を見込む
- ・クリーンセンター（リサイクル棟）搬入量 : 51.4 % を見込む

(イ) 資源化処理比率

本市で排出される多くの資源物は、甲府・峡東クリーンセンター内リサイクル棟の破碎設備・選別設備へと搬入されます。搬入後の資源物は種類ごとに処理され、表6-7に示すとおりに分けられます。

表6-7 資源化処理比率

年度	処理量	資源化量	可燃残渣量
H29	100.0%	100.0%	0.0%
H30	100.0%	81.3%	18.7%
R1	100.0%	80.7%	19.3%

※ 本市において集団回収されるペットボトルを含む。

(ウ) 資源化処理計画

今後も、選別施設に搬入された資源物については選別が行われる見込みです。その際に発生する資源化量及び可燃残渣量については、平成30年度と令和元年度の平均値を用いて以下のように設定します。

- ・資源化量 : 81.0% を見込む
- ・可燃残渣量 : 19.0% を見込む

③ 破碎選別処理施設の中間処理量

選別後の資源化量、不燃残渣量、可燃残渣量については、表6-8に示す3か年の平均を用います。

表6-8 破碎選別処理量等

年度	処理量	資源化量			不燃残渣量	可燃残渣量	
		破碎鉄	破碎アルミ	その他※			
H29	100.0%	24.6%	13.5%	2.1%	9.0%	0.1%	75.2%
H30	100.0%	26.1%	13.7%	2.3%	10.2%	0.1%	73.7%
R1	100.0%	27.2%	13.9%	2.1%	11.2%	0.1%	72.7%
平均	100.0%	26.0%	—	—	—	0.1%	73.9%

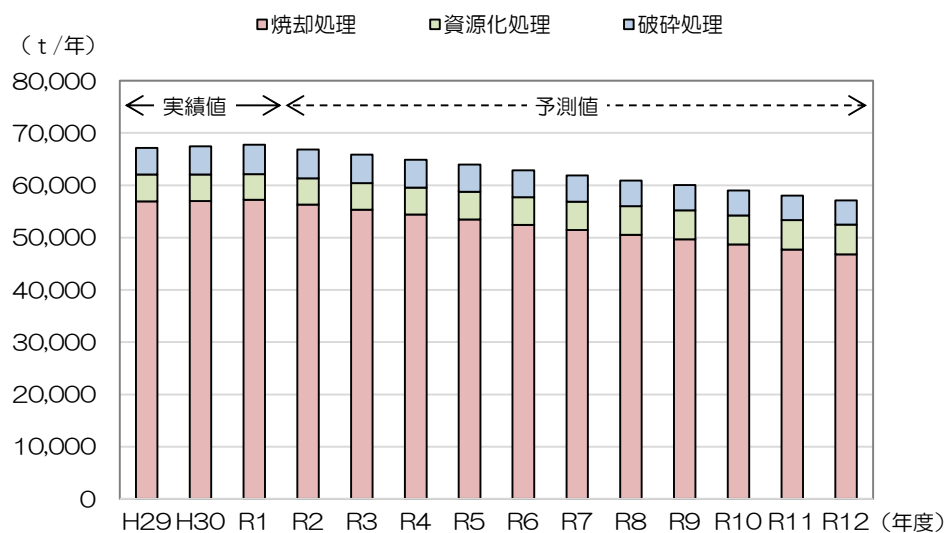
※ その他：有害再生物、その他アルミ、その他金属、モーター類、被覆電線類

※ 平成29年度においては記載の他、1.49tの処理困難物が発生し、専門業者により適切に処分された。

- ・資源化量 : 26.0% を見込む
- ・不燃残渣量 : 0.1% を見込む
- ・可燃残渣量 : 73.9% を見込む

④ 将来の中間処理対象量

目標を達成した場合の、将来の本市の中間処理量を図6-6に示します。
 ごみの減量化が進むことにより、中間処理対象量も減少する見込みです。
 特に、燃えるごみの排出量削減による焼却対象量減少が期待されます。



年度	エネルギー棟		リサイクル棟		中間処理対象量
	焼却処理施設	資源化处理施設	破碎選別施設		
実績値	H29	56,915.0	5,160.9	5,076.7	67,152.6
	H30	56,972.5	5,074.4	5,430.9	67,477.8
	R1	57,202.2	4,924.0	5,614.0	67,740.3
予測値	R2	56,326	5,007	5,527	66,860
	R3	55,346	5,082	5,425	65,853
	R4	54,372	5,154	5,324	64,850
	R5	53,492	5,238	5,237	63,967
	R6	52,442	5,296	5,124	62,862
	R7	51,485	5,363	5,025	61,873
	R8	50,543	5,433	4,929	60,905
	R9	49,688	5,513	4,845	60,046
	R10	48,676	5,568	4,738	58,982
	R11	47,751	5,634	4,643	58,028
R12	46,832	5,698	4,550	57,080	

※ 甲府・峡東クリーンセンターの中間処理対象量を示す。
 ※ 四捨五入の関係で、表内の数値の合計が一致しないことがある。

図6-6 中間処理量

4 資源化計画

(1) 資源化の施策

資源化の施策は、本市独自の取り組みを充実させ、以下のとおりとします。

1) 有価物回収の推進

昭和53年7月より「捨てればごみ 生かせば資源」を合言葉に、自治会等が自主的に集団回収に取り組んでいます。家庭から排出された資源となる物を品目ごとに選別を行い、回収業者へ売却しています。代金は業者から自治会等に直接支払われています。より一層の分別排出を促進するために、本市から報奨金の交付等の支援もしており、今後も継続して実施します。

2) 資源物分別収集の推進

有価物回収を実施していない自治会や、有価物回収日に排出出来なかった市民のために、平成2年7月から行政による資源物の分別収集を実施しています。平成18年4月より市内全域で実施したミックスペーパーの分別収集は、平成22年度からは、隔週回収から、毎週回収に拡大しています。平成28年12月からは、新たにプラスチック製容器包装の分別回収を実施し、資源物回収量向上に努めています。

また、事業系ごみについても、資源物として分別され搬入しており、今後も資源物の分別化を図ります。

3) 資源物ステーションの設置

資源物ステーションを平成21年度から年次的に増設し、現在は3箇所（東ブロック、西ブロック、南ブロック）設置しています。

今後においても、地域の要望に応じて設置し、市民の資源物排出の利便性の向上を図ります。

4) 遊休陶磁器製食器の回収

平成22年6月から、家庭にある遊休陶磁器製食器の有効活用を目的に回収を開始しています。回収した食器は、リユース活動の一環として、イベント等で市民への無料配布を実施しています。割れた、欠けた等の陶磁器製食器についてもリサイクルを目的に回収し、再生食器や耐火材等の原材料として再生利用しています。

5) 廃食油の拠点回収の実施

資源の有効活用と環境負荷の軽減のため、平成 19 年 5 月から隔月（奇数月）に市内 9 箇所の公民館等にて、家庭で不要となった廃食油の拠点回収を開始しました。平成 24 年 4 月より、毎月回収に変更し、更に平成 30 年度には回収場所も 25 箇所まで増設しました。今後も廃食油の回収量の増加を図るために、回収場所の増設等、排出利便性の向上に取り組めます。

6) 特定家庭用電気機器のリサイクル

家電リサイクル対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）に対して、リサイクルが義務化されています。消費者が家電リサイクル対象品目を買替える場合は、新たに購入する販売店に依頼し、リサイクル費用と運搬料を負担します。また、不要となった場合は、郵便局でリサイクル料金を支払った後、指定取引場所へ持ち込むか、市で許可した収集運搬業者に依頼し、リサイクル費用と運搬料を負担するかのいずれかの方法で処理します。今後も家電リサイクル対象品目のリサイクルの適正な排出を促すため、広報やホームページ等を利用して啓発活動を実施していきます。

7) 小型家電・家庭用パソコンの回収

平成 25 年 4 月に携帯電話や家庭用パソコン、デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済み小型家電の再資源化を目的とした「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されたことを受けて、本市においてもレアメタル等の資源を有効活用するため、平成 26 年 2 月から、公民館等に設置した小型家電回収ボックスによる回収を実施しました。また、今後も資源の有効活用を図るため、継続して実施していきます。

8) スラッグの有効利用

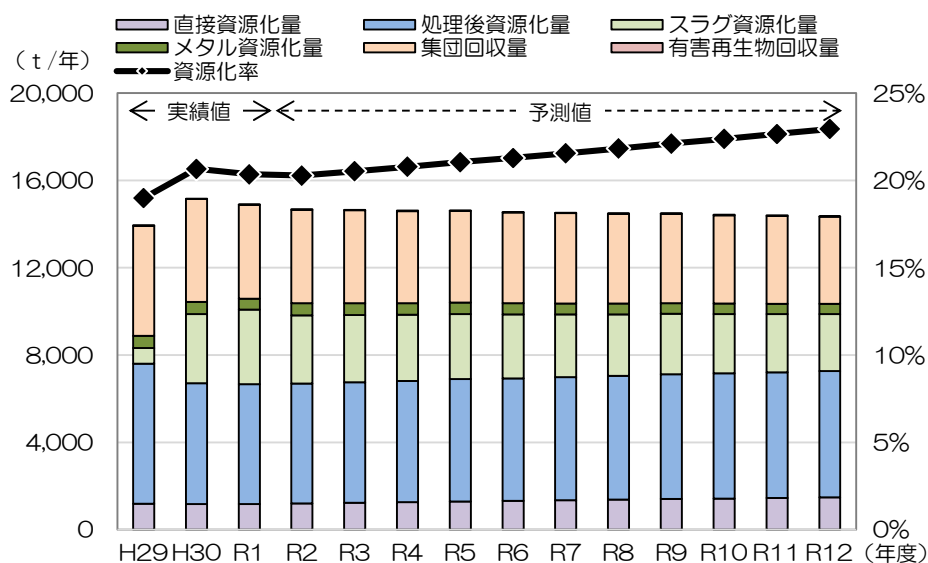
甲府・峡東クリーンセンターの稼働に伴い、平成 29 年以降、焼却により発生する灰分は熔融処理され、スラッグとして再資源化が行われています。今後も継続し、組合との連携を図りながら最終処分量の削減とリサイクル率の向上に努めます。

(2) 将来の資源化量

目標を達成した場合の、将来の本市の資源化量を図6-7に示します。

直接資源化量や処理後資源化量の増加を見込んでおり、目標年度における資源化率は23.0%です(スラグを含む)。

なお、焼却対象量の減少傾向を反映し、スラグ資源化量やメタル資源化量は減少する見込みです。集団回収量については、近年、実施団体数が減少していることから減少する見込みです。



(単位：t)

年度	直接資源化量	処理後資源化量	スラグ資源化量	メタル資源化量	集団回収量	有害再生物回収量	資源化量合計	資源化率	
実績値	H29	1,187.5	6,409.8	728.8	546.6	5,054.1	19.1	13,945.9	19.0%
	H30	1,172.8	5,543.0	3,158.1	557.3	4,716.8	22.1	15,170.1	20.7%
	R1	1,163.5	5,500.7	3,422.9	497.9	4,298.0	20.8	14,903.8	20.4%
予測値	R2	1,201	5,493	3,129	552	4,286	20.7	14,682	20.3%
	R3	1,230	5,527	3,076	543	4,257	20.7	14,654	20.5%
	R4	1,259	5,559	3,024	534	4,227	20.7	14,624	20.8%
	R5	1,290	5,605	2,976	525	4,210	20.8	14,627	21.0%
	R6	1,313	5,622	2,919	515	4,169	20.8	14,559	21.3%
	R7	1,340	5,651	2,867	506	4,140	20.9	14,525	21.6%
	R8	1,367	5,683	2,816	497	4,113	20.9	14,497	21.8%
	R9	1,396	5,726	2,770	489	4,096	21.0	14,498	22.1%
	R10	1,418	5,742	2,715	479	4,057	21.0	14,432	22.4%
	R11	1,443	5,771	2,665	470	4,030	21.0	14,400	22.7%
R12	1,468	5,798	2,615	461	3,999	21.0	14,362	23.0%	

※ 資源化率(%)=(資源化量合計+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

※ 直接資源化量は、資源化業者へと引き渡される量。

※ 処理後資源化量は、リサイクル棟における、選別後の資源化量と、破碎処理後の資源化量の合計。集団回収によるペットボトルを含む。

※ 四捨五入の関係で、表内の数値の合計が一致しないことがある。

図6-7 資源化量

5 最終処分計画

(1) 最終処分の施策

最終処分の施策は、以下のとおりとします。

1) 最終処分量の削減

現在、埋立を行っている「かいのくにエコパーク」は平成30年に受け入れを開始した施設であり、残余容量は285,861m³と余裕があります。

今後も、減量化や資源化に対する取り組みを推進することで、最終処分量の削減やごみの処理経費削減に努めます。

2) 跡地利用計画の検討

埋立が終了した3箇所の最終処分場については、現在、放流水の処理と検査を行っており、検査結果が地元と締結した公害防止協定の基準値以下になると処分場が廃止されます。廃止後の跡地利用については、地元の要望を踏まえて検討する必要があります。

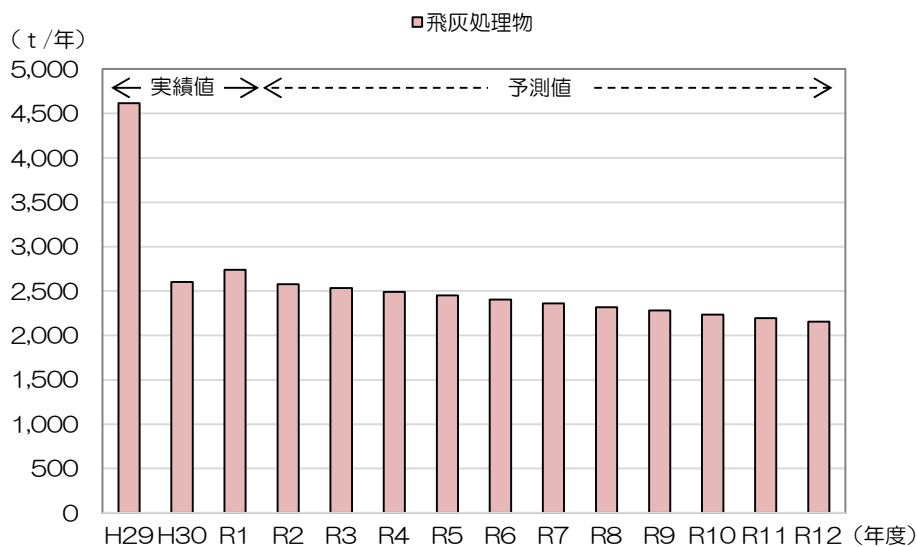
なお、「甲府市災害廃棄物処理計画」では、埋立が終了した3箇所の処分場を災害時の廃棄物の仮置場として指定しています。

(2) 将来の最終処分量

目標を達成した場合の、将来の本市の最終処分量を図6-8に示します。

エネルギー棟から発生する飛灰処理物と、リサイクル棟から発生する不燃残渣が埋立対象です。

焼却処理量の減少に伴い、飛灰処理物の処分量は減少する見込みです。



(単位：t)

年度		飛灰処理物	不燃残渣	直接最終処分	合計
実績値	H29	4,615.7*	5.1	0	4,620.8
	H30	2,600.8	5.4	0	2,606.2
	R1	2,738.3	5.6	0	2,743.9
予測	R2	2,577	6	0	2,583
	R3	2,533	5	0	2,538
	R4	2,490	5	0	2,495
	R5	2,451	5	0	2,456
	R6	2,404	5	0	2,409
	R7	2,361	5	0	2,366
	R8	2,319	5	0	2,324
	R9	2,281	5	0	2,286
	R10	2,236	5	0	2,241
	R11	2,195	5	0	2,200
	R12	2,154	5	0	2,159

※ うち 3,704.2 t は最終処分されたスラグ。

図6-8 最終処分量

6 啓発・推進計画

1) 出前講座等の推進

本市では、市民に対する啓発活動を強化することを目的に、平成16年度からごみ減量に向けた取り組みを推進するため、「ごみへらし隊」を編成して、保育所（園）・幼稚園から大学までの若年層、教育機関や自治会関係など広い層を対象にして、ごみ減量等をテーマとした出前講座（ごみ減量しま専科）を行うとともに、ペットボトルや紙製包装容器等を利用したエコ工作を通して楽しみながら、ごみのリサイクルや分別の方法を教えています。

今後も市民への啓発活動のために各種団体に出前講座活用の呼びかけを行い、参加者数拡大に向け、積極的な活動を推進していきます。

2) 環境リサイクルフェアの開催

環境に関する各種情報提供や体験学習等を実施して、環境問題について市民の理解と意識啓発に努めることを目的として、多くの環境活動団体の参加を得ながら、催し物を行っています。

また、環境センター内の再生工房（なでしこ工房）において、補修作業を施した自転車やリサイクル物品として市民へ有償で提供するとともに、回収した遊休陶磁器製食器の無料配布等を行い、資源の再利用を行っています。

今後も環境リサイクルフェアを通じてリユースやリサイクル意識の向上を図ります。

3) 環境教育・普及啓発の推進

甲府市リサイクルプラザは、環境総合教育施設として、市民への環境に関する情報発信や環境教育の場を提供しています。また、環境に関する展示コーナーやリサイクルセミナー室、環境関連図書コーナー等を設け、リサイクル工作教室の開催や遊休品・不用品の再利用を目的としたリサイクルフリーマーケット等を開催しています。

さらに、本市ではリサイクル推進員制度を設置し、リサイクル推進員として委嘱された自治会長等が、集積所の排出指導や環境美化活動を行い、各地区で開催する視察研修や各地区代表による合同研究会等を実施して、ごみ減量化や資源化に向けた啓発活動を行っています。

今後も、リサイクルプラザの活用やリサイクル推進員と連携を図りながら、ごみ減量化と資源リサイクルへの意識啓発を図ります。

4) 多量排出事業者の指導

本市では、「甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により、多量排出事業者（1日平均100kg以上の排出事業者）から、事業系一般廃棄物減量化等計画書及び事業系一般廃棄物の処理の実績書の提出を受け、計画的に地域を定めて、職員が直接事業者へ減量・分別の指導を実施しています。

今後も各事業所及び収集運搬業者の指導を継続して実施し、事業系一般廃棄物削減や環境美化に努めます。

7 その他の計画

1) 廃棄物減量等推進審議会の活用

一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関し、市長の諮問に依りて調査及び審議を行うことを目的として設置されています。主な活動実績として、指定ごみ袋の導入に関する審議（平成18年度）や家庭系可燃ごみの排出量に関する審議（平成26年度）、本計画の審議（令和2年度）が挙げられます。

多角的な意見を取り入れることが可能となることから、今後、新たなごみ処理体制等を審議する機会が生じた場合は設置し、有効に活用します。

2) 不法投棄・不適正処理の防止

ごみが適切な場所へ搬入されずに河川や山林等に廃棄される、いわゆる「不法投棄」について、衛生的環境確保の観点からも効果的な防止策を講じ、実施する必要があります。

今後も中北地域廃棄物対策連絡協議会（県・市町・警察・産業資源循環協会）等関係団体や各関係機関と協働し、巡回パトロールの強化や実効性のある対策について検討します。

また、散乱ごみについては、広報による周知を行うとともに、PTAや町内会、ボランティア団体、事業者等との協力のもと、地域の環境美化を推進します。

処理困難物について、本市は以下のものを定めています。

これらに対しては、廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売を行う事業者（特定事業者）に対して協力を要請できる一般廃棄物（指定一般廃棄物）に指定されているため、販売店等を利用した引き取りを指導します。

LPガスボンベ、タイヤ、廃油、塗料、有害性物質、爆発性危険物、薬品類、消火器、建築廃材、石、土砂、コンクリート、コンプレッサー、バッテリー、自動車部品等、ボイラー、農機具、農業用ビニール、農薬、ボーリングの球、注射器等の医療廃棄物
テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、パソコン（家電リサイクル法及び資源有効利用促進法対象品目）、ウォーターサーバー等

3) 災害廃棄物処理計画

本市の災害廃棄物処理計画は、平成17年11月策定の「甲府市震災廃棄物処理計画」から、平成25年4月に「甲府市災害廃棄物処理計画」として見直しましたが、国が策定した「災害廃棄物対策指針」及び県が策定した「山梨県災害廃棄物処理計画」との整合を図るとともに、過去の災害における知見や、観測史上最大の積雪に見舞われた平成26年豪雪等の教訓を踏まえ、平成30年6月に見直し、改定しました。

① 対象とする災害

処理計画の対象となる災害は、地震災害及び水害、その他自然災害であり、地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とし、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水等の被害を対象とします。

② 想定する災害

「甲府市地域防災計画」での地震防災対策の基礎資料とされている「山梨県東海地震被害想定調査報告書」（平成17年）による調査結果に基づき、東海地震（マグニチュード8.0）による被害を想定しています。

③ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物処理は、自区内処理が基本となることから、構成市（笛吹市・山梨市・甲州市）及び甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合と連携し、適正処理に努めますが、災害の規模や被害状況によっては、県及び災害時相互援助協定を結んでいる自治体に支援を要請します。

④ 災害廃棄物処理初動対応マニュアル

災害発生後の初動対応が特に重要となることから、処理計画の実効性を高めるため、処理計画を補完する「初動対応マニュアル」を作成しました。

災害時に必要とされる業務について、「何を(What)」、「誰が(Who)」、「いつ(When)」を整理し、「どこで(Where)」、「どのように(How)」対処するかを項目ごとに整理しています。

各項目の細分化及び明確化により、災害時の初動対応について、迅速化・円滑化を図ることができます。

⑤ 災害廃棄物仮置場候補地

大規模災害時には、大量の災害廃棄物が発生するため、仮置場の設置が必要になります。

本市の災害廃棄物の仮置場候補地を表6-9に示します。

表 6-9 災害廃棄物仮置場候補地

所管部署	施設名	所在地	使用可能面積
環境部	甲府市一般廃棄物最終処分場	小曲町 1024-7	14,400 m ²
	甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場	増坪町 710-3	12,870 m ²
	甲府市焼却灰処分地	西高橋町 383	13,300 m ²
防災企画課	下飯田防災拠点	下飯田一丁目	2,200 m ²

発災時は前述の「甲府市災害廃棄物処理計画」、「甲府市災害廃棄物処理初動対応マニュアル」に基づいた早急かつ的確な廃棄物処理を行います。また、状況は常に変化するため、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

なお今後は、「災害廃棄物対策指針」及び「山梨県災害廃棄物処理計画」、「甲府市地域防災計画」との整合を図り、必要に応じて「甲府市災害廃棄物処理計画」の見直しを行います。

4) 感染症対策

感染症の流行が確認された場合、ごみ処理については、排出段階と処理段階において特に留意が必要となります。令和元年12月以降、国内で感染が拡大した「新型コロナウイルス感染症」対策として環境省が公表したガイドラインを参考に、留意点を以下にまとめます。

今後、感染症の流行が確認された場合は、国の方針等に基づき、許可収集事業者や処理業者といった関係団体と協議を行い、安全・安心なごみ処理を行うことが求められます。

【排出段階における留意点】

①家庭及び事業所

- 1.ごみ袋をしっかりと縛って封をすること
- 2.ごみ袋の空気を抜いて出すこと
- 3.生ごみの水切りをすること
- 4.廃棄物の減量に努めること
- 5.自治体の分別・収集ルールに沿うこと

②医療関係機関等*

- 1.施設内での保管の際に仕切りを設けるなどして感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないようにすること
- 2.腐敗するおそれのある廃棄物については、冷蔵庫・冷凍庫に入れるなどして腐敗しないようにすること
- 3.感染性廃棄物である旨等を表示すること
- 4.廃棄物の種類や性状に応じた容器を選び、容器に入れた後は密閉すること

③宿泊療養施設

宿泊療養施設は医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物処理法に定める感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。

- 1.ごみ袋は廃棄物 がいっぱいになる前にしっかりと縛って封をして排出すること
- 2.廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗うこと

※ 「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。
（資料：「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年9月）」p.10～12、環境省）

【処理段階における留意点（1/2）】

①処理作業等及び事務作業における共通の対策

- ・新しい生活様式の実践
- ・体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）及び定期的な体温測定等による体調把握
- ・出勤前の体温測定
- ・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、自転車通勤、在宅勤務等）
- ・他人と共用する物品や複数の人が頻回に触れる箇所への消毒の実施（個々の従業員が占有することが可能な器具は、共有を避ける）
- ・通勤時のマスクの着用
- ・人混みや繁華街への不要不急な外出の自重
- ・帰宅時の手洗い、うがいの徹底

【処理段階における留意点（2/2）】

- ・ローテーション制（例えば二交代制等）の導入
- ・シフト制の導入や休憩時間をずらす等により、更衣室や休憩室等での密集を避ける

②処理作業等における対策

《作業前》

- ・朝礼や着替えの時等に他の人と十分な距離を取ることや、こまめに更衣室の窓やドアを開け換気するなど、3つの密を避ける
- ・手袋、マスク、ゴーグル、その他の個人防護具の適切な着用
- ・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用

《作業中》

- ・素手で廃棄物に触らない、手袋の脱着時に素手で手袋の外面や顔に触れない
- ・選別ライン等での対面での作業を避ける
- ・こまめに手洗いや手指消毒等をする
- ・作業車の窓を解放し、換気する
- ・休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、換気をするとともに、他の人と十分な距離を取り、マスクなしでの近距離での会話等は控える
- ・産業廃棄物処理業者においては、電子マニフェストの使用等により、紙マニフェスト等の書類の受渡しや荷物の積卸しの際の人の直接的な接触の機会をできるだけ減らす

《作業後》

- ・運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び 0.05%次亜塩素酸ナトリウムや 70%濃度のアルコールを用いた消毒の実施
- ・作業車については、運転席やハンドル、シート、ドアノブ、手すり、操作ボタン等を重点的に消毒
- ・使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄
- ・スマートフォン、タブレット等の消毒
- ・作業終了後の手洗いの徹底
- ・作業着を脱いだり防護具を外したりするときは、外面に触れないよう裏返しながらい、脱いだ作業着は洗濯する
- ・着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離を取る

《その他》

- ・ローテーション（例えば二交代制）を組むなど、可能な範囲で作業員の同時感染を防ぐ工夫をする

③事務作業における対策

- ・接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施）
- ・訪問者の立入（場所、人数等）を制限
- ・訪問者の氏名・住所の把握
- ・従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）、手指消毒用アルコール等の設置と消毒励行の旨の掲示
- ・事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施
- ・訪問スペースへの消毒や手洗いの場所を設置
- ・窓口等でのガラスやプラスチック等の仕切りの設置
- ・出張や会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
- ・やむを得ず外勤や出張する場合は、外勤・出張先の面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録
- ・在宅勤務（テレワーク）の実施

（資料：「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年9月）」p.14～15、環境省）

第3節 その他のごみの処理に関し必要な事項

1 一般廃棄物処分業許可と処理困難物への対応

甲府・峡東クリーンセンターで処理が困難な廃棄物を処理できる民間処理施設及びごみ減量の観点から、再資源化を目的とした中間処理施設などに対してのみ一般廃棄物処分業の許可をします。

特別管理一般廃棄物など、処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

2 一般廃棄物収集運搬業許可

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのためには、事業者自身が廃棄物を甲府・峡東クリーンセンターに搬入するか、本市が許可をした一般廃棄物収集運搬業者に依頼するかいずれかとなります。

令和2年3月末日の時点では71社が一般廃棄物収集運搬の許可を取得しており、事業系ごみの排出量や事業者数などを勘案すると一般廃棄物収集運搬業は、充足している状況であり、適正な処理が行われていると考えられます。このことから、本市の事業所数や必要性を考慮し、実施計画等で方針を定めます。

3 搬入ごみ展開検査

甲府・峡東クリーンセンターでは、搬入されたごみに不適切な廃棄物が混ざっていないかを調べる「展開検査」を実施し、廃棄物の適正分別及びごみの減量・資源化を促進しています。

廃棄物の一部を検査した結果、分別が不十分な場合や、産業廃棄物、処理困難物など受入基準に適合しないものがあつた場合は、搬入者に対して適正処理の指導を行います。

第4節 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

計画を適切に進行・管理するためには、行政による計画の評価、改善だけでなく、市民、事業者もそれぞれの役割を認識して計画の推進に協力する必要があります。

(1) 市民

主体的・自発的に本計画に示す事業に参画し、事業者や行政と共働で取り組むことが求められます。また、取り組みの成果や意見・課題等を求めに応じて行政へフィードバックし、事業の効率的な推進に協力することとします。

(2) 事業者

主体的・自発的に本計画に示す事業に参画し、市民や行政と共働で取り組み、自らの取り組みを積極的に市民に発信していくことが求められます。また、取り組みの成果や意見・課題等を求めに応じて市へフィードバックし、事業の効率的な推進に協力することとします。

(3) 行政（市）

本計画に示す関係課所と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施していきます。また、各年度に各施策の進捗状況等を把握し、市民・事業者からも意見が出しやすいように、進捗状況等を広く公表します。

2 計画の進行管理

本計画に掲げる施策・事業を計画的に実効性のあるものとして推進するため、施策・事業の進捗状況を定期的に確認・評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。

進行管理の方法は、図6-9に示す“PDCAサイクル”（Plan・Do・Check・Action）に基づいて進めます。“PDCAサイクル”は、各年度の「小さいサイクル」と、計画改訂及び中間見直し時の「大きいサイクル」に当てはめ、本計画に示す基本理念、基本方針に従い、目標の達成を意識して、施策・事業の方向性に沿った進行管理を行います。

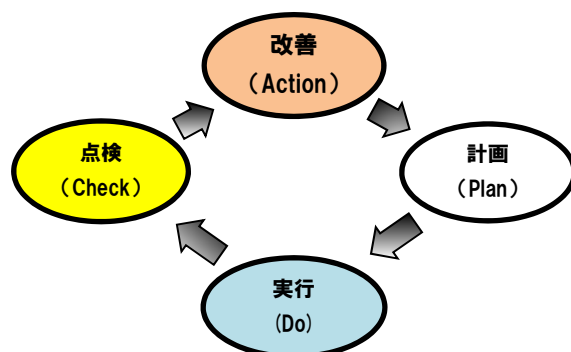


図6-9 PDCA サイクル